

「同一労働同一賃金」ガイドライン等の改正のポイントと実務上の留意点

今年10月1日から「同一労働同一賃金」に関する施行規則と告示の改正が施行されます。改正の主な内容は、①雇入れ時の労働条件明示事項の追加、②「同一労働同一賃金ガイドライン」の改正、③雇用管理の改善等に関する措置の内容の変更です。

「同一労働同一賃金」が制定されて5年が経過し、その間にも様々な待遇の差異に関する判例・裁判例が積み重ねられてきました。今回の改正は、そうした判例・裁判例を反映させたことが大きなポイントであり、我々事業者は今回の改正趣旨を考慮した注意深い対応が一層必要になってくるものと思われます。

そこで、本セミナーでは、今回の改正のポイントはもとより、実務上の留意点について新潟働き方改革推進支援センター派遣講師から解説していただきます。

なお、本セミナーは会員外の方のご参加もお受けいたします。ぜひご参加ください。

CONTENTS

1 改正の背景

- ・「同一労働同一賃金」について基本を再確認
- ・「同一労働同一賃金」施行後の変化 パート・有期社員と正社員との待遇差はどう変わったか？
- ・「同一労働同一賃金」の浸透状況は？

2 ここだけは押さえておきたい！ 改正の主なポイントと実務対応

- ・雇入れ時の労働条件明示事項の追加（パート・有期法施行規則）
- ・「同一労働同一賃金ガイドライン」の改正 賞与、各種待遇、福利厚生に関する記述の充実・追加
- ・雇用管理の改善等に関する措置内容の変更
- ・支援策—新潟働き方改革推進支援センターのご案内

3 質疑応答

※内容は若干変わることがございます。

開催日時		令和8年10月1日（木） 14時～16時
会場		ホテルニューオータニ長岡
講師		新潟働き方改革推進支援センター 訪問コンサルティング専門家 特定社会保険労務士 白井 信夫 氏
定員		20名 (定員に達し次第締め切らせていただきます)
受講料	会員	無 料（1社2名まで） (3名目の方から1名につき2,200円(消費税込)を当日現金で申し受けます)※
	会員外	1名 2,200円(消費税込) (当日現金で申し受けます)※

※受講料を当日申し受けた際に、領収書（簡易適格請求書）をお渡しします。

申 込 方 法	下記申込書により FAX(0258-66-1715) いただくか又は 当協会ホームページ(https://www.niigata-keikyo.jp)からお申し込みください。 ※受講票は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。
申 込 締 切 日	令和8年9月24日(木)
備 考	会場住所・電話番号 長岡市台町2丁目8番35号 TEL: 0258-37-1111 会場(ホテル)の駐車場は2時間までは無料ですが、2時間超は有料となります。 なお、満車のため駐車できないこともあります。ご承知おきください。
お 問 合 せ	(一社)新潟県経営者協会 中越支部事務局 原信ナルスオペレーションサービス(株) 人事教育部 労務企画室 労務マネジャー 関 TEL 0258-66-6714

(一社)新潟県経営者協会 中越支部事務局 行 FAX (0258)66-1715

中越支部人事労務セミナー申込書 (10/1)

会 社 名		
所 在 地	(〒)	
ご 担 当 者	お名前	所属・役職
連 絡 先	TEL:	FAX:

参加者氏名(フリガナ)		所属・役職
1	()	
2	()	
3	()	
4	()	

ご記入いただいた個人情報は、本セミナーに関するお申込者様への連絡、受付やセミナーの運営のために利用いたします。また、今後各種セミナーや当協会の事業等に関する情報をお届けするために、利用することがございます。なお、ご本人から同意を頂いた場合、または法令に基づく場合を除き、お預かりした個人情報を第三者に提供することはありません。